



熊本県版

No. 253

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

熊本県本部

〒862-0954

熊本市中央区神水

1-30-7 コモン神水

☎096-381-1807

中央理事会開催される

同盟ならではの役割を

果たすために!

6月7日、平和と労働会館ホールにて中央理事会が開催されました。規約によれば全国大会は2年に1回の開催となり、その隔年にあたる今年は、大会に準じる意思決定機関として中央理事会が開催されました。

熊本からは小田会長、関根事務局長が参加しました。小田会長は議長に選出され、その任を果たし会議の成功に貢献しました。

会議は、吉田万三会長のあいさつで始まり、田中事務局長の活動報告、権本事務局次長の財政報告、会計監査による監

運動の基本

ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
一、治安維持法体制の復活に反対する。

二、国は戦前の治安維持法が人道に反する惡法であることを認めること。

三、国は、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。

査報告が執行部よりなされ、各県、専門役員より活発な質疑討論が行われました。大会と違つて時間が短いのであつとう間に終わつてしまつた感があります。

内容をもう少し順を追つてご報告します。

吉田会長は3つのポイントを話しました。一つは、岸田政権が「戦争できる国」から「戦争する国」へ、軍国主義への道を一直線に進んでいる。同盟には同盟ならではの役割と発言が求められていることを

理解し、運動に取りくもう。二点目は、「千代子」の上映運動で同盟への理解が広がつている。特別機関を成功させ、自主目標を達成しよう。三点目は、運動の継承は待ったなしの課題である。若い世代への働きかけともう一回り広く、良心的な保守層まで協力を求めていくことも必要になつてきているのではないか、と同盟活動の視点を提起しました。

田中事務局長は全国大会からの一年間の全般的な活動報告をし、いくつかの提案をしました。まず同盟会員数は前回大会から理事会の時点までマイナス15人、何としても特別期間に増勢を達成しようと訴

えました（6月末の時点で増勢となりました）。同盟運動に大きな力を与えた「千代子」上映運動は全国450会場、約8万人余が鑑賞、引き続き第3次上映運動の成功を呼びかけました。また同盟運動を総合的に発展させる活動の基本として、支部づくりの重要性を強調しました。点在会員を元気づけるのはやはり身近な支部づくりではないのか、との指摘です。秋のブロック交流会はこれまでコロナの影響で十分にできなかつたが、今年は大事な場になることを期待したい。あと2年で治安維持法が公布されて100年になります。治安維持法とは何のための法律だったのか、国賠同盟は何をする団体なのか、改めてDVD『種まく人びと』の上映、普及運動をしようと呼びかけました。

討論では、請願署名の取り組みについて、会員の高齢化とともにない組織をどう継承していくかの各県が直面している実情報告や各県で取り組んだ犠牲者の顕彰碑建立や顕彰運動が報告されました。

中央理事会は最後に特別決議『特別期間』を成功させる決議、「日本政府は大軍拡・大増税ではなく、外交努力で平和を守れ」の二つを満場一致で決議し、閉会しました。



第2回顕彰ツアー無事終わる

6月25日（日）

あいにくの小雨の降
る中にもかかわらず
8名の参加で、第2
回治安維持法犠牲
者・先覚者顕彰ツア
ーを開催しました。

今回は、田代官次・
テル夫妻の遺族、植
田由紀子さんの参加
や宮崎巖。公子夫妻
の遺族宮崎珠太郎ご
夫婦子息の思いのほ
かの歓待に恵まれ、
心温まるツアーとな
りました。次号より
ご紹介します。

今後の主な予定

▼熊本県本部総会

記念講演 大石喜美恵中央本部女性部長
9月3日（日）午後2時より
パレア県民交流館

▼九州プロック交流会 希望者募集！

10月22・23日（日・月）

長崎県長崎市

▼全国女性交流集会 希望者募集！

10月9・10日（日・月）

愛知県蒲郡温泉郷

▼映画『伊藤千代子の生涯』八代上映会

24年1月21日（日）

八代ハーモニーホール

※会場を押さえたことで今後上映実行委員会を
呼びかけ具体化します。

来年の国会請願に向けて

先ず用紙の筆頭に「自分の署名を！」

今年度こそは5000筆の県目標を達成しようではありますか。今回の署名数は2281筆でした。残念な結果ですが、コロナ禍で各県が数を減らす中健闘しました。これまで県の最高値は4069筆です。県目標は決して届かない数字ではありません。

そのためには会員一人一人が1年かけて20筆集めること大事です。まず、同封の署名用紙にご自分の名前を記入して始めましょう。数値目標もさることながら、運動として全員参加で目標を目指すことに意義があります。可能な人は、個人目標を設定して必要な署名用紙を事務局に要求してください。署名用紙だけでなく要望があれば可能な資料も用意して送ります。渡邊事務局次長をはじめ、資料を工夫して作り活用しています。知恵を出し合い、だれでも取り組める署名運動、さらに会員拡大運動にしていきましょう。

要望・相談先：関根 090-1366-5004

▼『請願』についてあれこれ

請願＝①「こいねがう」と。ねがい出ること。②国民が損害の救済、公務員の罷免、法律・命令・規則の制定・改廃その他の事項に関し文書により、その希望を国会・官公署・天皇・地方公共団体の議会に申し出ること……（広辞苑より）とある。

憲法で保障された国民の請願権は②のことですが、なぜ『請願』＝（人民が官に）「こいねがう」が主権者である国民の申し立てにいまだに使われるのでしょうか。

歴史的には中世の絶対君主制の時代に国民が自己の権利の確保を求める有力な手段として勝ち取ってきました。日本では明治時代まで『直訴』という手段だったようです。

明治憲法にも請願権は認められていました。有名な足尾鉱毒事件の田中正造が国会追査と被害住民の請願権を使って政府を追いつめています。この時請願行動を住民らは「東京押し出し」といい、東京まで行進し、大臣や議員宿舎に大挙して押しかけています。「東京押し出し」は4回目に官憲の血の弾圧にあい、つぶされました（川俣事件）。

毎年の請願署名運動、5月の国会請願行動が民主主義の時代に合ってどんな意味を持つのか改めて考えるのも意味があるのではないか。どうぞ。

治安維持法犠牲者の顕彰

新興教育運動と田代官次（その4）

「新教」は当初、教員独自の組織であったが、プロレタリア文化連盟（コップ）に加盟して名称を「新興教育同盟」に改称。つづいてプロレタリア科学同盟へと発展していった。その過程で、教員だけでなく労働者、農民をも組織の対象にするという方針が決定され、これにもとづいて官次らも地域の青年に働きかけていたのであった。

阿蘇の市原小学校教師をしていた古閑勇は、病氣療養で菊池郡の城北村に帰つて郷土史を研究していた。彼は村の青年たちに働きかけて仲間を組織していくた。

他方、小国の大官のところには青年たちが訪ねてくるようになつた。この中には後に官次の盟友となる田北一郎がいた。田北は南小国の小地主の長男で大津中学校を出たあと、叔父が持つていた「改造」「中央公論」など読みあさり、小林多喜二に興味をもつていた。その頃、ある人から官次の噂を聞いて友人たちと訪ねていき、官次の人柄にひかれた。『新興教育』を見せてもらった

りするうちに運動に参加するようになった。また、原水小学校時代に知り合つた石工の高野も運動に参加してきた。

「新教」準備会は機關誌「バット」を発行した。この名称は当時、ゴールデン・バットという煙草が庶民に親しまれていたこともあって、青年たちに親しまれるようにと付けた名前であつて三〇～四〇ページの雑誌だつた。「バット」は三号くらいまで発行したが官憲ににらまれたので「夜明け」という名前に変えた。「バット」も「夜明け」も青年の文化的要求を満たすように詩や短歌などを載せた。投稿も歓迎した。また、社会問題では満州事変を取り扱つたりした。田北が反戦劇の脚本を書いて載せたこともあつた。のちにこの脚本を村の青年たちが上演して官次らとともに青年たちが弾圧される口実となつた。

八、志津劇団の反戦劇

日本共産党に対する三・一五、四・一六の大弾圧のあと、三一年九月の中國侵略開始（満州事変）と同時に熊本でもその月に治安維持法違反容疑で「全協」活動家二八人が、十月には一〇〇人余がそれぞれ憲兵や特高によつて検挙された。三二年には五高生七四人に対する停学処分の弾圧、三三年二月（熊本共産党事件といわれる）には大量一四〇人を一齊に検挙するという凄まじい弾

圧が続いていた。

官次らはこうした情勢に対応するため慎重に活動をすすめていった。会合も内牧尾ヶ石の原野でひそかにおこない（「新教」同盟支部準備会の発足）、熊本市の旅館を借りておこなうなど、転々と場所を変えて開き、仲間の意思統一をおこない、引き続き「バット」や「夜明け」を発行するとともに、それとは別に非合法の支部準備会機関紙「K・S・K」（熊本新興教育の略・わら半紙一枚ガリ版刷り）を発行していった。「K・S・K」は夜にはいってから官次と妻テルがひそかに学校で印刷し、それを田北が自転車で青年や教師の仲間に配布し、古閑を通じて城北の青年たちに、また師範学校の生徒にも数部配布した。こうして官次らの地道で必死の活動によって支部準備会は二地域（菊池、阿蘇）、六班（黒川、満願寺、北里、小峰、護川、城北）に組織をのばしていき（県史近代編四）、阿蘇小国では満願寺部落の「志津劇団」に集まっていた青年たちが芝居を上演し、一般の農民に公然と「戦争反対」を訴えるところまでに前進していく。

「志津劇団」の芝居というのは、満願寺部落で毎年一一月一二日から始まる収穫祭で青年たちがおこなう古い伝統をもつた行事の一つで、この地方一帯の別名「志津の里」をとつて劇団の名



志津の里 全景

前にしたものといわれている。青年たちが演じた芝居は「バット」に掲載した田北の脚本で「凶作や不景気で苦しんでいる農民がいる。差し押さえもしよつちゅう。ついに村の役場から税金の差し押さえにあつた。そんなとき息子に『召集令状』がくる。村長などがきて祝ってくれるけれど、ちつとも嬉しくない。このうえ戦争に行つたらあとはどうなるのか」という筋のものであつた。それは村民から大喝采をうけた（池田・同上「田北」談）、という。官次らの活動が、激しい特高警察の監視と弾圧の中にあって、いかに当時の教師、青年、農民の心をその心として、取り組まれたものであるかを示した貴重な事例であろう。

三〇年代から始まつた「新教」の運動は、国民から一切の自由を奪い中国に向かつて侵略戦争を開始していた天皇制政府を驚愕させた。文部省学務課は一九三二年、「小学校教育の思想事件」は近時益々増加の傾向が見え、事件の性質も深刻になつて行く様

に思はれる。之は實に國民教育上深憂に堪えない所であつて、此の問題の真相を知り、之に対し適切なる方策を講じ、十分なる監督指導を行ふ為には、先づ以て所謂プロレタリア教育理論を明にすると同時に我国に於けるプロレタリア教育運動の実際を詳にする事が急務である」として、「プロレタリア教育運動」（上。下）をマル秘文書として全道府県に配布し、これをうけて熊本県でも増刷して各校長に配布し、官次らの活動の監視と政府の方針への強制を強化していく。

こうして官次とは別にそれぞれ独自に「新教」運動を開始していた草野実馬は三一年三月、松山秀雄と後藤倫は同年夏強制退職させられ、柳田春江も三二年七月に逮捕され、官次らとの組織的連絡がつかないうちに熊本での「新教」運動の一部が破壊されていった。

他方、官次らは自らの活動を強化しつつ、「熊本共産党事件」で逮捕された活動家を救援するため、「新教」準備会として一人一円（今日の一万円に相当する）の資金カンパを決め、熊本で救援センターをしていた松山秀雄に渡すなど、全県の他の分野で活動していた犠牲者の救援活動も行つていった。

九、弾圧、幼児含む一家四人で留置場へ

さらに、官次は東京で日本共産党の「赤旗（せつき）」の非合法印刷局で活動していた林田茂雄と「教労」の仕事をして岩代にあわせて十五円を毎月送つて、その活動を支えていた。林田は一九八五年一〇月の官次の葬儀にあたつて、次のような弔辞を送つて官次の靈前に感謝の言葉を述べている。

「……僕個人として何をおいても君に感謝を述べねばならない事実は、僕が第二無

産者新聞の印刷部員時代から、共産党機関紙『赤旗（せつき）』の印刷局員時代にか

けて地下生活を過ごしていたころ、その活動費の半分にあたる月額十五円を毎月送

りつけ、僕らの重要な党活動を支援してくれたこと、それによつて今日の『赤旗（あ



林田茂雄とくつろぐ（戦後）

かはた）』の偉大な発展の基礎作りに貢献してくれたことだ。一九三〇年代の十五円は、小学校教員だった君の月収の三分の一にあたる大金だった。それを君は僕が検挙されるまでの十四カ月間、一回の遅滞もなく、東京まで複雑な手数をかけて届けてくれた。一円、二円を共産党に寄付しても治安維持法にひっかけられる、あのきびしい時代にだ。……

しかし、その林田は一九三三年九月東京で、非合法の「赤旗」

の印刷中、特高によつて逮捕され、岩代も前後して逮捕された。翌三三年一月にはプロレタリア作家小林多喜二が逮捕され、虐殺された。官次の周辺にも見慣れない、不審な人物がうろうろし始めた。官次は「そろそろ自分の番かも」と覚悟をきめていた。

一九三三年一二月二四日、「早晩をついて、三台の自動車に分乗し」た「松元県特高課長以下全課員と小国、隈府、大津警察署長以下総出動」(県史近代編・四)、総勢約七〇人でおこなつた弾圧によつて、官次夫妻、古閑勇、田北一郎、吉井ノブ、ほか志津劇団員ら六人を含む九人、総計一四人が「治安維持法違反・日本共産党の目的遂行罪」容疑としていつせいに検挙された。

官次夫妻には四才と一才六ヶ月の男の子があつたが、警察は容赦せず、二人の子どもともども留置所に勾留した。しばらくして官次の兄が警察にかけあつて長男の一生を実家にひきとつた。この頃のことについて一生は後に次のように語つている。

「実家にひきとられた私は夜中になると『ギャーッ』と大声をたてて飛び起きて、叔父たちを困らせたようです。『きっと、両親の拷問を見たショックの後遺症だったようだ』と後になつて

その叔父が語つてくれました」。

官次が留置所に入るとすでに古閑が逮捕されており、「田北や青年達のうめき声が聞こえてきた」(池田前同・田代談)と言つう。

拷問にやられたのだった。つづいて官次に対する拷問が始まつた。彼はその拷問について、のちに「多喜二ほどではなかつたが、たいへんこたえた」(前同)とだけしか言つていない。寡黙な官次のこの一言は、かえつてその残酷さを彷彿させる。

志津劇団の青年たちは数日して、妻のテルは幼児を抱えていることで二、三ヶ月間留置されて、結核を患つていた古閑もやがて釈放された。が、官次、田北、吉井ノブの三人は三五年まで拘留され、官次は懲役二年六ヶ月の実刑判決をうけ刑務所に送られ、田北、ノブは同じく懲役二年(執行猶予四年)の判決をうけた。

官次が留置所にはいついていたある雪の降る寒い日のことであつた。警官が「おまえの教え子が差し入れを持つてたずねてきとるぞ」と言つて官次を面会室に呼んだ。そこには井野かねこという六年生の教え子が妹と一緒に立つていて。そのかじかんだ手にはしっかりと「干し柿」が握られていた。この姉妹は三里ほど離れた山奥の部落から雪の中をわざわざ心配してたずねてきたものだった。

後に井野かねこは「貧しい子には特に優しい先生だった。先生が検挙されたと聞いて、かわいそうになり、『干し柿』を持って面会に行つた。面会室では泣いているばかりだった」(池田・前出)と証言している。

(次号に続く)